

第 66 号

令和 7 年度山梨県一般会計補正予算（第 13 号）

令和 7 年度山梨県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 17,532 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 600,540,944 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の変更は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 地方譲与税		19,166,716	17,532	19,184,248
	1 特別法人事業 譲与税	17,710,106	17,532	17,727,638
歳入合計		600,523,412	17,532	600,540,944

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 農 林 水 産 業 費		33,722,881	17,532	33,740,413
	4 林 業 費	13,548,469	17,532	13,566,001
歳 出 合 計		600,523,412	17,532	600,540,944

第 2 表 繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
6 農林水産業費	4 林 業 費	林 政 諸 費	18,147	林 政 諸 費	18,275

第 3 表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
<p>令和 8 年 3 月 10 日付けで富士急行株式会社外一者から提起された損害賠償等請求事件及び同社から申し立てられた仮処分命令申立事件について訴訟等代理委任契約を締結すること。</p>	<p>令和 8 年度から損害賠償等請求事件において和解調書が作成された日若しくは判決が言い渡された日の翌日から起算して 2 週間を経過する日又は仮処分命令申立事件の決定が告知された日のいずれか遅い日から 3 月後の日の属する年度まで</p>	<p>損害賠償等請求事件及び仮処分命令申立事件に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費、裁判所において準備書面等を謄写するための費用及び弁護士法第 23 条の 2 の規定による報告の請求に要する費用）並びにこれらの事件のそれぞれについて県が確保した経済的利益の額を基準として、旧日本弁護士連合会報酬等基準に規定する計算方法に基づき算定した報酬金（損害賠償等請求事件について、県が確保した経済的利益の額を基礎に旧日本弁護士連合会弁護士報酬等基準に規定する計算方法により算定した着手金の額が実際に支払った着手金の額を上回るときは、当該上回る額と報酬金を合計した金額）に当該報酬金の額に係る消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>

提案理由

令和 8 年 3 月 10 日に富士急行株式会社等により提起された損害賠償等請求事件及び仮処分命令申立事件を追行するため、弁護士との訴訟等代理委任契約の締結に要する予算について追加補正する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。